

カーボン・オフセットとは？

カーボン・オフセットフォーラム事務局

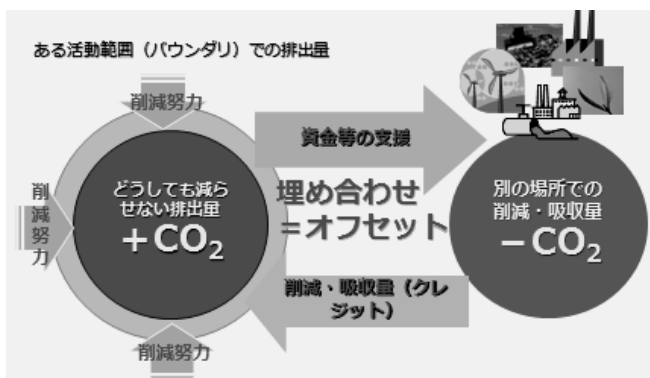
●カーボン・オフセットの基本的仕組み

1) カーボン・オフセットの定義

「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針）」（平成20年2月、環境省；以下環境省「指針」）において、カーボン・オフセットは以下のように定義されています。

「カーボン・オフセットとは、市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等の社会の構成員が①自らの温室効果ガスの排出量を認識し、②主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について、他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量等を購入すること又は他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動を実施すること等により、③その排出量の全部又は一部を埋め合わせることをいう。」

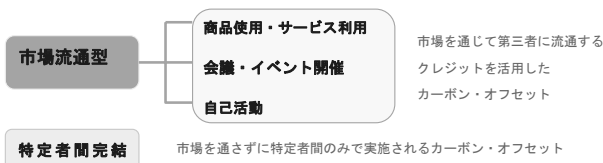
（下線、番号は事務局追加）



この定義によれば、カーボン・オフセットとは、例えば政府や事業者が温室効果ガスの排出削減目標を遵守するために補足的に京都メカニズムのクレジットを利用することも含まれますが、環境省「指針」および以降策定されている種々のガイドライン類においては、市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等が国民運動や公的機関の率先的取組の一環として温室効果ガスの排出量削減・吸収量増加に貢献するために自主的に行うものを対象としています。

2) カーボン・オフセットの類型

カーボン・オフセットの種々の取組みは、環境省「指針」において以下のように分類されており、市場を通して広く第三者に流通するクレジットを購入する場合(市場流通型)と、市場を通さずに特定者間のみでクレジットのやりとりをする場合(特定者間完結型)があります。



1. 市場を通じて第三者に流通するクレジットを活用したカーボン・オフセット（市場流通型）

市場流通型については、概ね以下のような3つのタイプが考えられます。

①（商品使用・サービス利用オフセット）

市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等が商品やサービスを製造・使用・廃棄したり、サービスを利用したりする際に排出される温室効果ガス排出量の全部又は一部について、当該商品・サービスと併せてクレジットを購入することで埋め合わせるもの。

(例) 家庭やオフィスの電気製品等であってクレジット付きのものの購入やリース

②（会議・イベント開催オフセット）

国際会議やコンサート、スポーツ大会等の開催に伴って排出される温室効果ガス排出量を埋め合わせるもの。

(例) 会議やイベント等での電気使用や出席者の移動等による温室効果ガス排出量のオフセット

③（自己活動オフセット）

市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等が、他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトからのクレジットを購入することで、自らの活動に伴って排出される温室効果ガス排出量をオフセットするもの。

(例) 家庭における電気・ガスの使用等に伴う温室効果ガス排出量のオフセット・企業の本社ビルの電気使用等に伴う温室効果ガス排出量のオフセット

2. 市場を通さずに特定者間のみで実施されるカーボン・オフセット(特定者間完結型)

オフセットの対象となる活動から生じる排出量を、市場を通してクレジットを購入することではなく、別途に排出削減・吸収活動を行ったり、別途の排出削減・吸収活動から直接クレジットを購入することによりオフセットするものを指します。

3) カーボン・オフセットに用いられるクレジットの種類

カーボン・オフセットに用いられるクレジットには大別して京都議定書に基づいて発行される京都メカニズムクレジット(CER : Certified Emission Reduction など)、京都メカニズムクレジット以外のクレジットで確実な排出削減・吸収がなされていることなどの一定の基準を満たすクレジット(VER : Verified Emission Reduction¹⁾)があります。

VERは、京都議定書等の法的拘束力をもった制度に基づいて発行されるクレジット以外の排出削減・吸収クレジットを指しますが、

1. 確実な排出削減・吸収があること、
2. 温室効果ガスの吸収の場合その永続性が確保されていること、
3. 同一の排出削減・吸収が複数のカーボン・オフセットの取組に用いられていない

等の一定の基準を満たしていることが必要で、別途環境省主催の「カーボン・オフセットに用いられるVERの認証基準に関する検討会」において検討されています。

なお、いずれのクレジットも、これ以上転売ができないように、無効化を行うことで初めてオフセットが完了することになります²。

●カーボン・オフセットの意義（個人にとって、企業にとって、社会にとって）

カーボン・オフセットの取組みのインセンティブとして一般的にあげられるのは、社会の構成員としての社会的評価が高まること、及び事業者であればそれに伴う商品・サービスの売上の向上等（ブランド戦略効果）があります。また、その他にも、以下のような有形無形の様々な利益を生むと考えられます。

・カーボン・オフセットを行うことによる温室効果ガスの実質的な削減

カーボン・オフセットは、自らの排出量を認識し（見える化）、削減努力を行い、それでも減らせない排出量を埋め合わせるという一連の行動を通じて、実質的な排出削減をもたらすものです。

・カーボン・オフセットの取組を行うことによる各種コストの低減・技術革新

温室効果ガスの排出を効果的に管理し、削減の実現可能性を探ることにより、結果的にエネルギー使用料等の支出を低減することができるだけでなく、市場拡大に伴う環境技術力の向上も期待されています。

・カーボン・オフセットの取組による地域資源の活用、地域の活性化

いくつかの地方公共団体では、企業から協賛金を募り、その資金を持って地域資源（たとえば森林資源など）に関連する排出削減・吸収活動を実施した上で、その排出削減・吸収量を企業へ譲渡し、それをもって地域の活性化を図る取組を実施、検討している事例がみられます³。

・カーボン・オフセットの取組による社会における環境教育の効果

各種商品・サービス等を通じた、市民や事業者、政府等に対する環境教育効果、ひいては低炭素社会への転換についても大きな効果が期待できます。たとえば日常生活において、カーボン・オフセットという価値のついた商品・サービス等を選択することを通じて、地球温暖化問題への理解を深めることにもつながります。

●カーボン・オフセットに係るガイドライン整備について

ただし、前述の、カーボン・オフセットの意義を実現するためには、透明性・信頼性の高いカーボン・オフセットが行われるための環境整備が必要であり、環境省は、カーボン・オフセットフォーラムによる「カーボン・オフセットに係る課題別ワークショップ」、および「カーボン・オフセットに用いられるVERの認証基準に関する検討会」における検討を通じて、種々のガイドライン類あるいは認証制度の整備を行っています。

¹ Voluntary Emission Reduction と称されることもあります。

² 無効化をはじめとし、カーボン・オフセットに関する詳細なFAQについてはカーボン・オフセットフォーラム（J-COF）ウェブページを参照してください。

³ 地域の森林整備活動のVER化については、前述の「カーボン・オフセットに用いられるVERの認証基準に関する検討会」の動向に留意してください。3月10日に、森林整備活動によるJ-VERプロジェクトに関するポジティブリストや方法論が発表されています。気候変動対策認証センター（オフセット・クレジット（J-VER）制度の詳細）：<http://www.4cj.org/jver/index.html>